

SDS(安全データシート)関係の JIS が改正されます

早ければ今年度末にも ▶▶ 国連 GHS 文書に基づく国際対応へ

労働安全衛生法第 57 条の 2 項により、673 の化学物質を取り扱う事業者は、その該当化学物質を提供(譲渡)する際には文書による交付義務、いわゆる SDS(安全データシート)の添付が法的に義務付けられています。そして早ければ、この SDS 記載事項の基準となる JIS Z 7252 及び JIS Z 7253 の改正が今年度末に予定されています。

繊維産業においても、比較的川上の皆様に深く関係する法令ですので、情報を共有させていただきます。

◆ SDS とは何か? なぜ必要か?

安全データシート(SDS: Safety Data Sheet)とは、事業者が化学物質及び化学物質を含んだ製品を他の事業者に譲渡(又は提供)する際に交付する化学物質の危険有害性情報を記載した文書です。これは、労働安全衛生法第 57 条 2 項にて、法的に義務規定となっています。

労働安全衛生法では、673 の化学物質を危険有害性物質と定めており、この化学物質を扱う事業者は、SDS に関する理解が必要となります。SDS には、化学物質の取り扱い、安全対策(予防策)、(間違っ取扱った際の)応急処置、保管(貯蔵)、廃棄などの情報が記載してあり、すなわち SDS には、化学物質を安全・環境面において適切に扱うための必要情報が記載されています。

繊維業界での一例としては、染料メーカーが染色工場に染料を納品する際に、当該染料の SDS を染色工場に渡さなければなりません。

◆ 今回の JIS 改正ポイントについて

今回、予定されている JIS 規格改正は、国連が発行している GHS 文書 6 版に基づくものであり、改正版 JIS に依拠して SDS を作成すれば、日本国内においては国連 GHS 文書 6 版、安衛法、化管法、毒劇法に基づいた SDS が作成できることとなります。なお、新 JIS が発行されると、旧 JIS の有効期限は、新 JIS 発行より 3 年となります。

◆ ガバナンス、コンプライアンス向上のためにも SDS の適切な取扱いが求められます

化学品の取扱事業者において、SDS はどのようなものであるか日常業務において理解することは、従業員の安全管理の観点からも重要です。SDS に対して深い理解のある事業者は、安全・環境への高い意識を持つ事業者ということにもなり、社会的な信用が増すこととなります。適切な取扱いが求められています。

ご参考下さい

一般財団法人日本規格協会では本改正に関する規格説明会を開催します。

ご興味のある皆様は、下記リンクよりご確認ください。

<https://webdesk.jsa.or.jp/seminar/W12MI010/index/013/001/010>

